



『デロイト トーマツ チャイナ ニュース』

# 新企業会計準則と国際財務報告基準の相違

なかむら つよし  
中国室 公認会計士 中村 剛

## 1. はじめに

本誌2015年8月号 (Vol.468) では、現行の中国の会計基準は、伝統的な会計基準である「旧企業会計準則・制度」(以下、「旧準則」と表記。)と国際財務報告基準(以下、「IFRS」と表記。)に近い「新企業会計準則」(以下、「新準則」と表記。)の2つが併存していますが、旧準則は徐々に廃止され(财会〔2015〕3号)、新準則に統一される見通しであることをご紹介いたしました。また同時に、中国の日系企業では、まだ、旧準則を採用している企業が少なくない状況ですが、早晚、新準則への移行が求められるであろうことも強調したところです。今回は、この新準則の特徴をIFRSとの差異にフォーカスして解説します。

## 2. 新準則とIFRSとの同等性

ご存知の通り、新準則は、主として中国国内の証券取引所上場会社に適用することを目的として、2006年2月に中国財政部から公布されました。新準則の制定に際しては、中国経済・企業の発展に寄与するため国際的に遜色ない会計基準の策定を意図し、多くの点で当時のIFRSと共通の考え方が導入されています。

新準則は、主として、基本準則及び具体準則ならびにその応用指南等の体系から構成されています。具体準則は、当初は38項目でしたが、2014年の大幅改定により41項目にまで増えています。新準則の方向性について、財政部は2010年に「中国会計基準と国際財務報告基準の同等性を継続するためのロードマップ」(以下、「ロードマップ」と表記。)を公表し、以下のように、今後もIFRSとの同等性を維持することを明言しています。

- 2005年11月において、中国会計基準委員会とIASBとは中国会計準則体系がIFRSとの同等性を実現したとの共同声明に署名したことにより、中国会計準則の制定におけるコンバージェンス対応は一定の成果を見た。
- 中国会計準則のIFRSコンバージェンスは、グローバル経済化の経済環境にあって、中国国家経済発展のための必然的な選択である。
- コンバージェンス後も、中国は独自の会計準則を採用し、IFRSアドプションはしない。
- 香港においては2005年からIFRSを採用し、2007年に香港と中国内地との間で、会計基準の同等性を維持する共同声明に署名した。

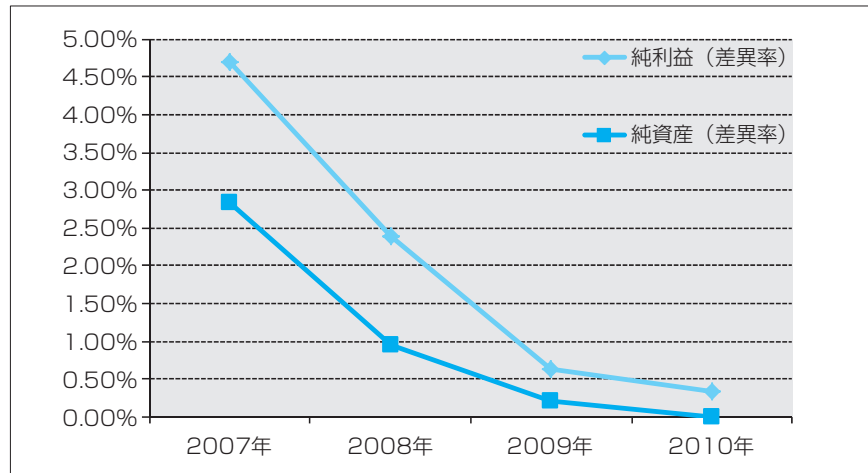
財政部は、上記のとおり、新準則とIFRSとの同等性を維持する、という方針を明確にする一方で、中国企業に適用される会計基準は中国の個別の事情を反映したものでなければならぬとも考えており、したがって、中国証券取引所においては、IFRSを直接採用(アドプション)することはしないことも明言しています。

当該ロードマップの関連資料として、財政部の「わが国上場企業 企業会計基準の運用状況分析報告」があります。当該資料の中に、中国国内証券取引所の上場企業が同時に香港証券取引所に上場している場合の両証券取引所での開示財務数値の比較分析があります。すなわち、これらの中国企業は、中国国内証券取引所では新準則で財務諸表を作成開示し、

同時に香港証券取引所ではIFRSで財務諸表を作成開示しているため、会計処理に関して、新準則とIFRSとの間に会計基準差異があった場合には、これが会計基準差異となり、その差異を定量的に把握できることとなります(対象会社は約50~60社)。財政部は、当該会計基準差異の分析を2007年から2010年まで実施しており、これにより、新準則のIFRSとのコンバージェンスの状況を定量的に知ることが出来ます。

下表は当該財政部の分析資料をグラフに置き換えたものであり、ここから2007年の新準則導入初年度では、純資産で3%弱、純利益で5%弱の乖離があったものが、2010年ではほぼ差異が解消されていることが見て取れます。

【中国新準則とIFRSとの相違】



3. 新準則とIFRSとの相違点

上述のとおり、新準則はIFRSとほぼ同等性が維

持されている一方で、一定の相違点も存在していま  
す。現在、新準則とIFRSとの特に留意すべき重要  
な相違点として、以下が挙げられます。

項目	新準則の規定	IFRSの規定
財務諸表の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新準則第30号「財務諸表の表示」等に定める様式に従う。</li> <li>●財務諸表の表示方法、勘定科目設定等に中国特有のものがみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●IAS第1号「財務諸表の表示」に従う。</li> </ul>
連結財務諸表の作成義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親会社は、連結財務諸表を作成しなければならない。ただし、投資企業（投資者に投資管理サービスを提供すること等を目的とする企業）を除く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親会社は、一定の要件を満たす場合は、連結財務諸表を作成する必要はない。</li> </ul>
有形固定資産及び無形資産の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原価モデルの採用のみ認めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取得後の会計方針として、原価モデルと再評価モデルの選択を認めている。</li> </ul>
土地使用権の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地使用権は無形資産に含めて表示される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地使用権は、土地の長期オペレーティング・リース契約と解釈され、長期前払費用として表示される。</li> </ul>
資産の減損戻入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資産（有形固定資産、無形資産、のれん等を含む）の減損損失は、以後の会計期間における戻入は禁止されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●のれんを除き、過去に認識した減損損失は、回収可能価額が回復した場合には、戻入をしなければならない。</li> </ul>
政府補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資産に関する政府補助金は繰延収益として認識し、且つ、関連する資産の耐用年数内に均等に配分して損益に計上する。</li> <li>●圧縮記帳による直接減額は認められない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資産に関する補助金は、繰延収益として計上する方法、又は補助金額を控除して資産の帳簿価額を算出する方法（直接減額）のいずれかによって表示される。</li> </ul>
共通支配下における企業結合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共通支配下の企業結合取引において、結合企業が取得した資産及び負債は、被結合企業の帳簿価額に基づき測定する（プーリング法）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共通支配下における企業結合は、IFRS第3号「企業結合」の範囲外であり、規定がない。</li> </ul>
従業員奨励及び福利基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外商投資企業が利益処分時に積立てる「従業員奨励及び福利基金」は、未処分利益から「未払従業員報酬」（負債）科目に計上される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該従業員奨励及び福利基金は、一般に、IFRSにおいて損益計算書上の費用項目とされる。</li> </ul>

以上